（別記様式第１号）

計画作成年度	令和６年度
計画主体	栃木市

栃木市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担当部署名：栃木市産業振興部農林整備課
所在地：栃木県栃木市万町９番２５号
電話番号：0282(21)2289
ＦＡＸ番号：0282(21)2572
メールアドレス：nourin05@city.tochigi.lg.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ 鳥類（カラス類、ドバト、カルガモ、カワウ、アオサギ、スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ） ハクビシン、アライグマ、タヌキ
計画期間	令和７年度～令和９年度
対象地域	栃木市全域

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和５年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品　目	被害数値
イノシシ	水稲、麦、野菜類、イモ類、タケノコ、生活環境被害	1,300千円、104a
ニホンジカ	水稲、野菜類、果樹、豆類、花・ハナモモ	4千円、 4a
〃	スギ、ヒノキ、その他針葉樹及び広葉樹	1,153千円、34a
ニホンザル	野菜類、果樹、栗、タケノコ、シイタケ、生活環境被害	－
ツキノワグマ	栗、果樹類	－
カラス類、ドバト	水稲、生活環境被害、ブドウ	79千円、 2a
カルガモ	水稲	－
カワウ	アユ	－
アオサギ	マス	－
スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ	ブドウ、イチゴ	－
ハクビシン	ブドウ、イチゴ、トウモロコシ	3,300千円、28a
アライグマ	ブドウ、イチゴ、稲苗	3千円、3a
タヌキ	野菜、ニワトリ、生活環境被害	－

（２）被害の傾向

イノシシは、市北部～西部の中山間地、市街地西部の大平山県立自然公園周辺、東部～南部の思川河川敷周辺、渡良瀬遊水地に生息が定着し、生息域の周辺での出没地域が拡大している。夏から秋にかけて食害・ヌタ打ちによる水稲被害、年間を通じて土手の掘り起こし、水路の崩壊などの被害が発生している。

ニホンジカは、市北部～西部の中山間地から、東部～南部の思川河川敷周辺、渡良瀬遊水地へ生息域が拡大し、水稲、野菜等への被害が発生している。

イノシシ・ニホンジカの農業被害は、国庫補助金や市補助金を活用したワイヤーメッシュ柵、電気柵の普及により減少傾向にあったが、渡良瀬遊水地周辺等、近年イノシシの生息が急増した地域では普及が遅れており、被害が増加している。

イノシシ・ニホンジカとの交通事故が出没地域のうち、主に山間部で発生している。

ニホンザルは、市北西部の星野町～梅沢町にかけて群れの出没が確認されており、野菜、果実、家畜飼料等の食害、家屋内への侵入など生活被害が発生している。捕獲や柵・ネットの設置による被害防止を実施しているが、捕獲頭数も少なく、対応が難しい状況である。

ツキノワグマについては寺尾地区、西方町真名子地区、岩舟町小野寺などでの目撃、緊急捕獲が発生している。

ハクビシン・アライグマについては市内全域で、ブドウ・イチゴの被害、生活環境被害が発生し、特にアライグマの捕獲件数が増加している。

タヌキは市内全域に生息しており、野菜、ニワトリ等の食害、フン害や住宅への侵入などの生活環境被害が発生している。

鳥類（カラス類・ドバト・カルガモ・カワウ・アオサギ・スズメ・ヒヨドリ・ムクドリ）については、果樹・飼料等の食害、漁業被害、生活環境被害が発生しており、銃による駆除を地域ごとに年１～２回実施し、被害の抑制を図っている。

【別図－１】被害マップ参照

（３）被害の軽減目標

指標	対象種	現状値 （令和５年度）	目標値 （令和９年度）
被害金額	イノシシ	１，３００千円	１，０００千円
	ニホンジカ	１，１５７千円	１，１００千円
	サル	－ 千円	－ 千円
	鳥類	７９千円	４５千円
	ハクビシン	３，３００千円	３，３００千円
	アライグマ	３千円	３千円
	合計	５，８３９千円	５，４４８千円
被害面積	イノシシ	１０４ａ	１００ａ
	ニホンジカ	３８ａ	３４ａ
	サル	－ ａ	－ ａ
	鳥類	２ａ	１ａ
	ハクビシン	２８ａ	２８ａ
	アライグマ	３ａ	３ａ
	合計	１７５a	１６６a

（4）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	1．猟友会への委託及び実施隊による捕獲 2．捕獲体制の整備 駆除従事者の確保のため、わな猟免許取得・更新に係る費用の補助を行った。 補助対象者 ・令和3年度：82名 ・令和4年度：11名 ・令和5年度：14名 3．捕獲わなの設置 ・令和3年度：263基 ・令和4年度：273基 ・令和5年度：282基 4．捕獲鳥獣の処理方法 駆除従事者、許可捕獲者の負担軽減のため無償でとちぎクリーンプラザで焼却処分を可能としている。 5．小型箱わなの貸し出し ハクビシン・アライグマ捕獲用の箱わな　５５台(令和6年4月1日時点)	これまで生息の無かった地域での駆除従事者の確保をはじめとする実施体制の整備が課題となっている。 アライグマ・ハクビシンについては、被害住民自らが駆除する体制としているが、箱わなを貸与しても捕獲できない例もあり、適正な指導が必要。
防護柵の設置等に関する取組	侵入防止柵設置(R3～R5) 個人が設置したものに対し、市が補助したもの。 ・電気柵　　L=18.4km ・ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ柵　L=23.6km ・金網柵　　L= 1.1km ・ネット　　L= 0.3km	イノシシ・ニホンジカ等の被害がある地域においては、ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ柵、電気柵等の侵入防止柵の普及につとめ、被害防止に効果を上げてきた。 一方で、設置方法の誤りや、その後の管理が不十分であることなどから、効果を得られなかったり、再度の侵入が発生したりする事例もあるため、正しい設置・管理のための講習や、設置後の集落全体での管理体制の構築が必要である。
生息環境管理その他の取組	鳥獣被害防止総合対策事業 ・大光寺町…2ha(R5) ・藤岡町赤麻…1ha(R5) 河川敷緩衝帯整備支援事業	地域住民の人口減少や高齢化により緩衝帯の維持・管理が困難になっている。

	・都賀町家中…2ha（R3） とちぎの元気な森づくり県民税事業 （野生獣被害のための里山林整備） ・大平町西山田…2ha(R2-R6)	

（５）今後の取組方針

ア　捕獲の強化を図るため、捕獲わなの増設と駆除従事者の増員および被害地区住民による捕獲の支援体制を整備する。

イ　生息環境管理として、生ごみや放任果樹の除去や、ヤブ・雑木の刈払い等集落自身が実施する環境整備をさらに進める。

ウ　農業者個人が設置する侵入防止柵のほか、被害地区の集落点検による一体的、計画的な侵入防止柵を設置することにより、二重三重の防除対策を進める。

エ　新たに被害が出始めた地区を対象に被害対策講習会等を開催し、被害地区住民が主体となった獣害に強い集落づくりを進める。

オ　生息域が拡大するハクビシン・アライグマの捕獲については、被害を受けている住民に対して、わなの貸し出しを行い、併せて処分に対する支援を行う。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

イノシシ・ニホンジカ、ニホンザル及び鳥類については、栃木市内の猟友会と委託契約を結び、支部ごとに担当区域を分け、箱わなの管理、捕獲した鳥獣の処理を行う。

捕獲方法については、捕獲許可を受けたものが銃器（散弾銃・ライフル銃・空気銃）及びわな（箱わな・くくりわな）による捕獲を基本として実施する。

被害地区住民による捕獲の支援体制の構築により、従事者の負担軽減を図る。

捕獲体制を強化するために個人のわなによるイノシシ・ニホンジカの有害捕獲に対して支援を行う。

実施隊活動として、西方地域の市所有箱わなに係る箱わな監視員によるイノシシ・ニホンジカの捕獲、イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマ等大型獣の市街地や人家付近への出没などの際の緊急捕獲を実施する。

ハクビシン・アライグマ駆除は市が小型箱わなを貸し出し、被害を受けている住民が自ら捕獲する。しかし、被害住民による捕獲・駆除が困難な場合には、市職員及び猟友会（実施隊）による指導を行い、処分が困難な場合には、猟友会が処分を行う。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和７年度 令和８年度	ニホンジカ ニホンザル	・技術指導者の育成 ・わな免許取得の推進

令和９年度	イノシシ ツキノワグマ 鳥類 ハクビシン・アライグマ	・ICT機材の導入 ・捕獲技術向上のための研修

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
イノシシの捕獲数は令和３年度に豚熱の影響があり激減したが、その後、年度ごとに増減を繰り返している。ニホンジカの捕獲数は高止まり状態である。ハクビシン・アライグマの捕獲は令和３年度以降急増している。ニホンザルについては星野町での大型わなでの捕獲の計画がある。これらの獣類による農作物の被害面積・被害金額が発生していることを踏まえ、被害実態に合わせた捕獲計画数を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数（頭・羽）		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
イノシシ	１，３５０	１，３５０	１，３５０
ニホンジカ	８００	８００	８００
ニホンザル	５０	５０	５０
ツキノワグマ	－	－	－
カラス類	４００	４００	４００
ドバト	２００	２００	２００
カルガモ	２００	２００	２００
カワウ	１００	１００	１００
アオサギ	５０	５０	５０
スズメ	５０	５０	５０
ムクドリ	５０	５０	５０
ヒヨドリ	５０	５０	５０
ハクビシン	２００	２００	２００
アライグマ	４００	４００	４００
タヌキ	－	－	－

捕獲等の取組内容
・イノシシ・ニホンジカ・ニホンザルについては、対象種及び被害地区毎に捕獲許可をとり、年間を通じて箱わな・くくりわな及び銃器を使用した捕獲を地元猟友会の駆除従事者に委託して実施する。また、被害を受けている農業者等及び被害を受けている農業者等から依頼を受けた個人が捕獲を行う。

・鳥類については、必要に応じて期間、区域を定めて有害捕獲許可をとり、地元猟友会の駆除従事者に委託し銃器を使用した捕獲を実施する。 ・ハクビシン・アライグマについては、被害を受けている農業者等が被害状況に応じて有害捕獲許可をとり、捕獲を実施する。市は捕獲資材の貸出、指導、助言等の支援を行う。処分が困難な場合には、猟友会（実施隊）が処分を行う。 ・タヌキについては、追い払い、柵による防御、生息環境管理による対策を行い、これによる被害軽減が難しく、有資格者から申請があった場合は許可捕獲を行う。 ・平成29年4月に設置した鳥獣被害対策実施隊では緊急捕獲及び西方地域での箱わな監視を実施する。 ・豚熱（CSF）の感染拡大を防止するため、捕獲後は消毒等の防疫措置を実施する。 ・捕獲行為が、希少猛禽類その他の野生生物の生息に支障とならないように配慮する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
大型獣（イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマ）のわなでの捕獲時の止め刺し、人家等周辺に出没した際の緊急捕獲に使用する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
栃木市	すべての鳥獣（平成１９年度許可権限の委譲済）

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
イノシシ ニホンジカ	ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ柵 L=5.0Km	ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ柵 L=5.0Km	ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ柵 L=5.0Km

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和７年度・令和８年度・令和９年度
イノシシ ニホンジカ	被害集落において、侵入防止柵の管理、追上げ、追払い等を実施できるよう、相談・研修等に取り組む。

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和７年度 令和８年度	イノシシ ニホンジカ	被害集落において、緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去等の被害

令和９年度	ニホンザル ツキノワグマ 鳥類 ハクビシン・アライグマ・タヌキ	防止策を実施できるよう、相談・研修等に取り組む。

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
栃木県県南環境森林事務所 栃木県下都賀農業振興事務所	被害情報収集、情報提供、被害対策指導等
栃木県猟友会 ・栃木支部 ・下都賀連合第三支部 ・下都賀連合大岩支部 ・鹿沼支部西方地区 ・藤岡支部	有害鳥獣の捕獲、駆除
栃木警察署生活安全課	被害情報収集、情報提供、地域巡回、住民の安全確保等
栃木市産業振興部農林整備課	被害情報収集、連絡調整、情報提供、被害対策指導等
栃木市総合政策部危機管理課	緊急時の情報収集および各機関への情報提供

（２）緊急時の連絡体制

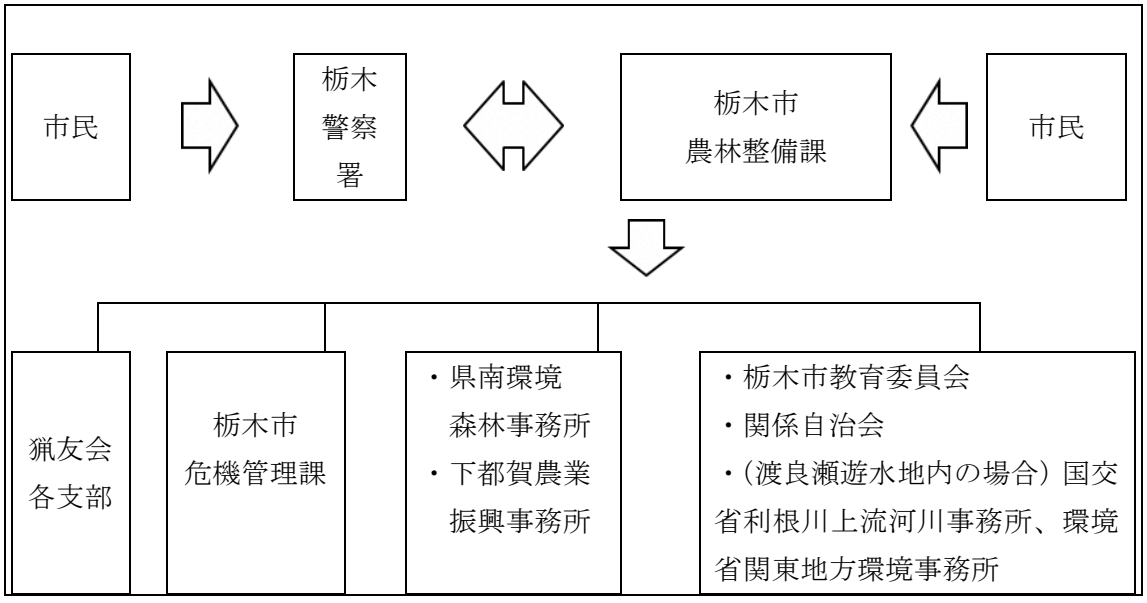

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲個体はとちぎクリーンプラザへ搬入し焼却を原則とするが、イノシシ・ニホンジカについては捕獲駆除従事者の判断により自家消費も可能とする。 ただし、自家消費については、原子力災害特別措置法に基づく出荷制限があることから、駆除従事者にその旨を周知徹底し自家消費の自粛を促すとともに、モニタリング調査結果の情報提供を速やかに行う。また、E 型肝炎等の食中毒等に対する注意喚起を定期的に実施するとともに疾病に罹患している等の異常が認められる場合は、食用に供することがないよう注意喚起を行う。

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシ肉及びシカ肉については、原子力災害特別措置法に基づく出荷制限があることから、駆除従事者にその旨を周知徹底し、自家消費の自粛を促す。
ペットフード	駆除従事者の自家消費の範囲内で活用する。
皮革	自ら捕獲したイノシシ・ニホンジカ等の皮革を加工し、製品化する意欲がある者に対し、国等の支援制度を情報提供する。
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	自ら捕獲したイノシシ・ニホンジカ等の骨・角等を加工し、製品化する意欲がある者に対し、国等の支援制度を情報提供する。

（２）処理加工施設の取り組み

無し

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

無し

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	栃木市野生鳥獣被害対策連絡協議会
構成機関の名称	役割
被害地区自治会連合会長	被害状況の把握および情報提供
農業協同組合	被害の把握、獣害対策技術の普及
農業共済組合	被害の把握、共済加入者の獣害対策設備設置支援
森林組合	森林被害の把握および対策
漁協組合	被害状況の把握および情報提供

市内猟友会各支部長	有害鳥獣捕獲
県南環境森林事務所 下都賀農業振興事務所	被害防止対策の技術的指導、情報提供
栃木市産業振興部農林整備課	協議会事業の実施、協議会事務、被害対策等

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
栃木警察署	市民の安全対策
栃木市教育委員会	児童、生徒の安全対策
県南地域鳥獣被害対策連絡会議	情報交換および広域的な被害対策
渡良瀬遊水地連携捕獲協議会	渡良瀬遊水地内でのイノシシの生息状況の調査、捕獲の実施
渡良瀬遊水地保全利活用協議会 イノシシ対策ワーキンググループ	情報交換および広域的な被害対策

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成２９年４月に設置。学習会講師、箱わな位置図等の資料作成、箱わな監視（西方地域）、緊急捕獲等に従事している。

［組織図］　（隊員数 87 名（内対象鳥獣捕獲員 82 名）

隊長（農林整備課長）1 名－副隊長（猟友会代表）10 名－隊員（猟友会）73 名

－副隊長（市職員）１名－隊員（市職員）２名

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害地区住民が主体となった、被害地区毎の被害状況に応じた獣害に強い地域づくりを推進する。被害集落に鳥獣管理士等の専門家を派遣し指導を行う。

１０．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

県南地域鳥獣被害対策連絡会議での連絡調整。

渡良瀬遊水地保全利活用協議会イノシシ対策ワーキンググループでの近隣市町（小山市、佐野市、鹿沼市、野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市、群馬県板倉町）と連携した被害対策の実施。渡良瀬遊水地連携捕獲協議会との情報共有。

【別図－１】被害マップ

R６　イノシシ生息及び被害箇所

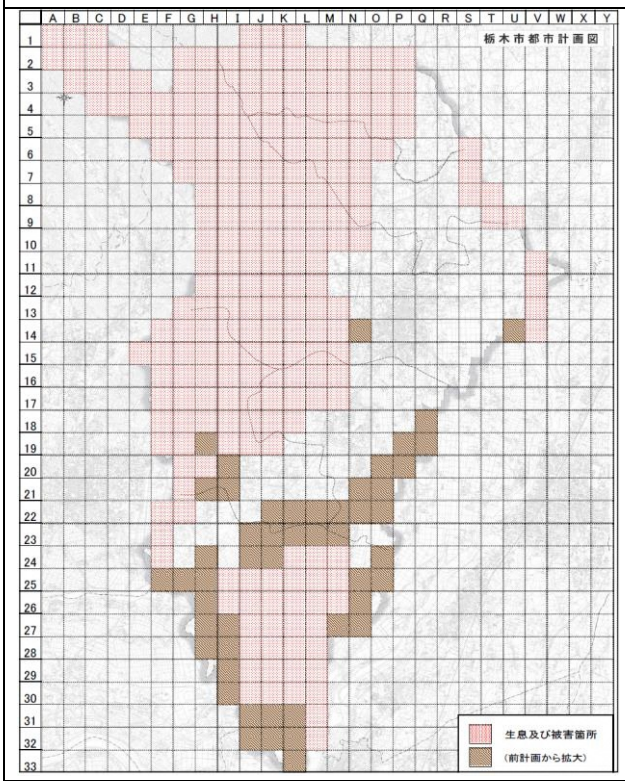

R６　ニホンジカ生息及び被害箇所

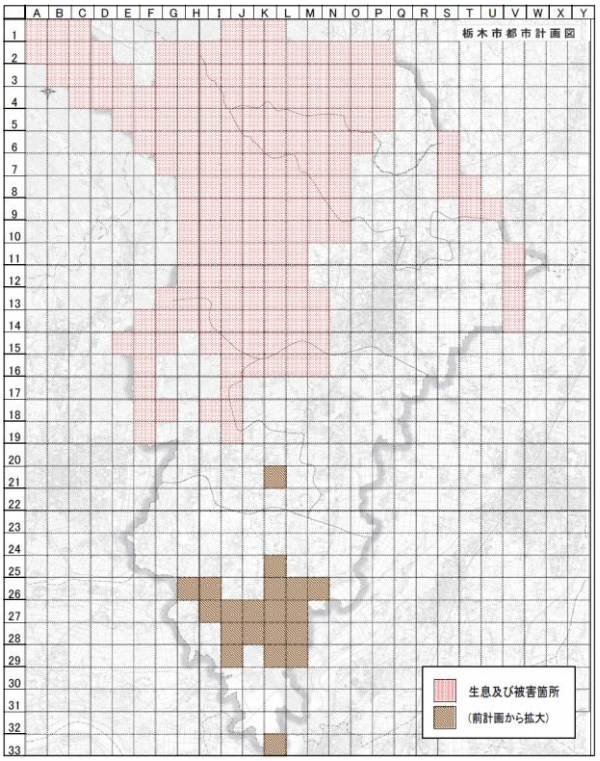

R６　ニホンザル生息及び被害箇所

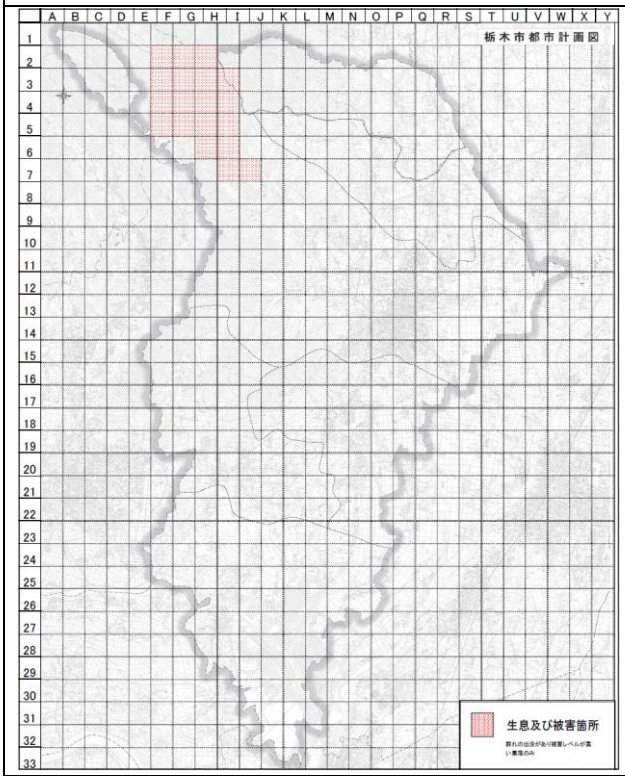

R６　ツキノワグマ生息及び被害箇所

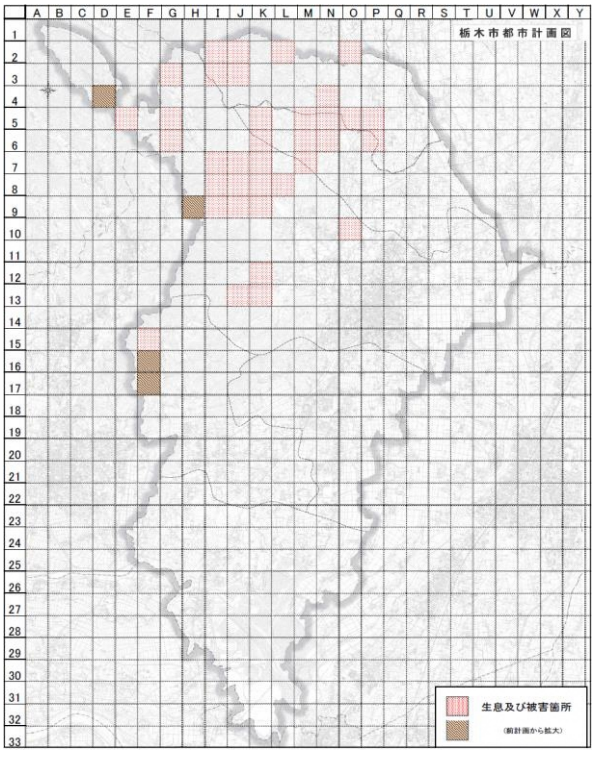

ハクビシン、アライグマは全域で出没、被害が確認されている。